

遺言相続法律相談窓口における弁護士紹介サービスの利用規約

(令和3年11月24日制定 東京弁護士会)

1 はじめに

本規約は、東京弁護士会が、本ウェブサイト経由で遺言・相続に関する法律相談の希望者に、相談を担当する弁護士（以下「相談担当者」といいます。）を紹介するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、利用上の注意事項等を定めるものです。

利用者は、本規約に同意の上、本サービスをご利用ください。

2 本サービスの内容

- (1) 利用者は、東京弁護士会から相談担当者の紹介を受けて、法律相談を受けることができます。
- (2) 相談後、ご希望があれば、相談担当者に事件処理の依頼をすることができます。ただし、本サービスは、必ずしも依頼をした相談担当者が事件処理を受任することを保証するものではありません。
- (3) 本サービスで相談が可能な分野は、遺言・相続に関する問題です。
- (4) 東京弁護士会が相当でない事由があると認めるときには相談担当者を紹介できないことがあります。

3 本サービス利用の手順、利用上の注意事項

(1) お申込み

本サービスの利用者は、本ウェブサイト上の申込フォームよりお申込みください。

(ア) まず、①東京弁護士会ウェブ申込ページの「アドレス入力フォーム」にメールアドレスを入力し、②利用規約をお読みいただき、「利用規約を読み、内容に同意する」にチェックを入れ、③「確認」ボタンを押し、④入力内容を確認の上、「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(イ) 東京弁護士会から、入力した利用者のメールアドレス宛に自動返信メールが送信されます。そのメールを開いて、表示される URL をクリックしてください。

(ウ) ①URL の遷移先にあります「申込フォーム」に必要事項を入力し、②「確認」ボタンを押し、③入力内容に誤りがないかを確認の上、「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(エ) 東京弁護士会から、「受付完了」という題名のメールが送信されます。このメールをもって、申込完了です。

なお、申込みは24時間可能ですが、午後4時以降の申込みは翌営業日以降の対応となりますので、予めご了承ください。

(2) 相談担当者の紹介

東京弁護士会が本サービスの申込みを受け付けたときは、お申込みをした利用者（以下「相談者」といいます。）に対し、相談担当者を紹介します。ただし、東京弁護士会は、次の事由その他東京弁護士会が相当でない事由があると認めるときには、相談担当者を紹介しないことができます。このときは、東京弁護士会担当事務局から相談者に対し、受け付けた電子メールアドレス宛にその旨を通知します。

(ア) 弁護士紹介の依頼の内容が、弁護士法及びその他の法令、弁護士職務基本規程又は日本弁護士連合会若しくは東京弁護士会が定めたその他弁護士倫理の諸規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(イ) 既に同一事案についての弁護士紹介を過去において1回以上行い、さらに紹介しなければならない特別の事情がないとき。

(3) 相談担当者からの連絡及び遺言相続相談の実施

前項の相談担当者は、相談者に対し、原則として申込みを受け付けた日を含めて2営業日が終了する時まで、受け付けた電子メールアドレス宛に折り返し法律相談（以下「遺言相続相談」）の方法及び場所並びに日時をご連絡いたします（ただし、申込件数が多い場合には、3営業日目以降になる場合があります。）。その後、相談担当者による遺言相続相談を行います。

(4) 相談料及び弁護士費用

遺言相続相談についての相談料は、30分コースは無料、1時間コースは5,500円（消費税込み）とし、どちらも予定時間を超えたときは、30分あたり5,500円（消費税込み）となります（ただし、予定時間を超えた場合には、継続相談は後日の実施となる場合があります。）。

相談の結果、相談担当者に遺言相続相談の処理を依頼する場合は有料となります。弁護士費用については、相談時に弁護士にご相談ください。ただし、必ずしも依頼をした相談担当者が事件処理を受任することを保証するものではありません。

4 個人情報等保護方針

(1) 東京弁護士会は、本サービスの提供に際して、利用者本人または第三者から、利用者にかかる個人情報を取得することがあります。

(2) 東京弁護士会が取得する個人情報については、別途、東京弁護士会の定める「個人情報等保護方針」に従って、適法かつ適正に取り扱います。また、統計資料を作成するために個人情報を利用する場合がありますが、個人を特定できる情報は伏せて利用します。詳しくは「各種法律相談等における個人情報保護に関する取扱い」をご覧ください。

(3) 東京弁護士会は、取得した個人情報について、本サービスの運営に必要な範囲で、相談担当者に提供する場合があります。

5 その他の注意事項

- (1) 本サービスを通じて申し込まれた遺言相続相談に対する回答は、相談担当者の見解に基づいて行われます。東京弁護士会は、本サービスを通じて行われる個々の遺言相続相談の内容や回答については、一切関与いたしかねます。
- (2) 東京弁護士会が受け付けた情報は、一定の保存期間経過後、消去します。
- (3) 受付及び相談担当者との相談その他東京弁護士会との通話内容の一切について許可なく録音又は録画することはお控えください。
- (4) サーバメンテナンスその他の作業のために本ウェブサイトによる本サービスの提供を中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

附則（令和3年11月24日制定）

本規約は、令和3年11月24日から施行します。